羽島市教育委員会点検評価委員会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、羽島市附属機関設置条例（平成２６年羽島市条例第２号）に基づく羽島市教育委員会点検評価委員会（以下「点検評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　点検評価委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２６条第１項の規定により、羽島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、次に掲げる事項の点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行うものとする。

⑴　教育委員会の活動状況　教育委員会会議の実施状況、調査活動の状況等

⑵　事務事業の執行状況　教育委員会の基本方針に掲げる主要施策の執行状況及びその成果

（組織）

第３条　点検評価委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　教育に関する学識経験を有する者

⑵　学校教育に関わる者

⑶　ＰＴＡに関わる者

⑷　その他教育長が適当と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を各１名置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　点検評価委員会は、委員長が招集する。ただし、委員が委嘱された後最初に

行われる会議は、教育長が招集する。

２　点検評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　点検評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（議会への報告）

第７条　教育委員会は、点検評価結果を報告書にまとめ、羽島市議会に提出するものとする。

２　教育委員会は、前項の報告書を市のホームページで公表するものとする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、令和５年５月１日から施行する。